

地域農林水産業の振興について

農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷や輸入農林水産物との競合、原油価格の影響等を背景とする生産資材の高騰など、厳しい環境にある。

一方、国民からは、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の供給、農地や森林が有する国土保全への貢献や農山漁村の美しい景観・伝統文化の継承など多面的機能に対する期待が着実に高まりつつあり、更には、急速な国際的食市場の拡大や国内のライフスタイルの変化などに、一層の対応が要請される状況にある。

国では、こうした状況は、我が国農林水産業の大きな変革期にあるとして、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用し農林水産業の振興を強力に推し進めるため、「攻めの農林水産業」の展開が示されたところである。

この「攻めの農林水産業」の展開では、「需要のフロンティアの拡大」、「生産から消費までのバリューチェーンの構築」、「生産現場（担い手、農地等）の強化」を戦略の3つの柱に、平成26年度からの本格的な実施を視野に施策が検討されている。

特に、「生産現場の強化」に関しては、経営所得安定対策の見直しや、「日本型直接支払い」について、新制度の創設が検討されている。また、担い手への農地集積や耕作放棄地の解消の強化策として表明された、農地中間管理機構については、さる10月25日に閣議決定されたところである。

については、次の事項について強く要請する。

1 地域の実情を踏まえた「攻めの農林水産業」の展開

中国地方では、生産基盤や生産物流通・資材調達のコストなどにおいて、条件不利な農山漁村を数多く抱えている。

こうした地域では、住民が相互に協力し、小規模ながらも地域資源や地域の特色を活かした農林水産物を、多様化する消費者ニーズに対応し供給してきた。

また、このような対応を通じ、不利な条件を克服する地域づくりを進めてきたところであり、長年のこうした努力が農山漁村の健全な形成に大いに貢献してきたところである。

については、農林水産業の競争力強化に向けて、現在、産業競争力会議などで議論されている「攻めの農林水産業」について、十分な検討を行い、農林水産業が将来に渡って持続的に発展していくよう、国の責任において、安定した財源の確保を含め、具体的かつ体系的な対策を講ず

ること。

また、各地域がそれぞれの実情に応じて、担い手育成や産地形成などの総合的な施策展開が可能となるような対策を講ずること。

2 「経営所得安定対策」等の制度設計

中国地方では、中山間地域等の条件不利地域が多く、経営基盤も脆弱であるが、こうした地域においても、担い手が将来に展望を持って意欲的に経営を行えるよう、集落営農法人を始めとする農業法人を対象とするなど、地域特性を考慮した制度設計とすること。

また、今後における米政策のあり方の検討にあたっては、地域の特性や実情に応じた作物の生産振興が図られる支援策を講じるとともに非主食用米について、生産から流通、消費に至るまでの全体を通して生産拡大を誘導する仕組みを講じるなど、安定的に継続した営農が確保できるものとすること。

3 農地中間管理機構に係る制度設計

さる10月に閣議決定された農地中間管理機構については、制度の円滑な導入、運用に向け以下の事項に十分配慮すること。

(1) 本制度の財政措置

本制度の推進に伴う都道府県の事務の増加や機構における事業推進等に係る運営経費について、都道府県の負担を最小限にすること

(2) 本制度の運用

本制度の具体的な運用に向け、政省令や施行通知などで詳細を定める際には、都道府県等の関係機関と協議を行い、意見を反映すること。また、市町村についてはその役割が非常に大きいことから、責任と関与を明確にすること。

(3) 本制度における国の関与

本制度における国の責任（国費による財源措置を含む）を明確にすること。また、制度を運用するに当たり、地方の自主性、自律性の拡大を図る地方分権の観点から、国の都道府県に対する関与は最小限とすること。

4 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）等貿易自由化交渉への対応

(1) 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）をはじめとする経済連携協定（ＥＰＡ）・自由貿易協定（ＦＴＡ）の交渉に当たっては、我が国の食料安全保障や

農林水産業に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。

- (2) T P P協定参加の可否については、都道府県など地方の意見を十分に聴き、国民合意を得た上で判断すること。交渉に当たり、特に影響が大きい農林水産業については、将来にわたって持続的に発展していくよう全力を尽くすこと。

5 「日本型直接支払い」の制度設計

(1) 分かりやすい制度設計

中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金など、既存制度における共同活動については、組織的な対応による農地の保全・活用や集落営農の組織化、地域コミュニティー形成など、地域の健全な維持・保全に大いに貢献してきた。

新制度においても、集落や地域が一体となって取り組む活動に支援を継続するとともに、既存制度の支援水準をベースとし、農業者等に分かりやすい制度設計とすること。

(2) 柔軟な要件設定や事務負担の軽減

高齢化の進展や担い手の減少など、集落機能が脆弱となりつつある実情に即し、こうした共同活動を広く展開することは、地域の健全な維持・保全を図るうえで重要な肝要な事項である。

このため、新制度に当たっては、広く制度へ参加できる柔軟な要件の設定や事務負担軽減に配慮すること。

6 林業・木材産業の成長産業化

地域の創意工夫のもと、木材の生産、流通・加工、利用対策に中期的かつ総合的に取り組み、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、基金の拡充を図る等、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、必要な財源を確保すること。

平成25年11月20日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	山 本 繁太郎